

奈良県私立学校審議会委員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第五十一号

奈良県私立学校審議会委員定数規則の一部を改正する規則

奈良県私立学校審議会委員定数規則（昭和二十五年四月奈良県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「第十条」を「第九条」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。